

補助金等調査表（チェックシート）

所属 介護保険課

（1）補助金の内容

名 称	浦安市要介護改善ケア奨励事業補助金		
交 付 開 始 年 度	平成28年度	終了予定年度	
交 付 先	介護サービス事業者(通所介護・入所介護施設)		
交付の目的・必要性	要介護度の軽減が図られた場合に対して、その軽減に至るサービスの質を補助金の交付という形で評価し、当該通所介護等職員の意欲向上を図るとともに、更に質の高いサービス提供が継続して行われることを推進するため。		
対象事業の内容	高齢者施設で入所者の要介護度が改善された場合、要介護1段階につき、ひと月ごとに2万円の奨励金を交付する。		
形 態	<input checked="" type="checkbox"/> 事業補助 <input type="checkbox"/> 運営補助 <input type="checkbox"/> 混合補助 ⇒ 割合が大きいのは <input type="checkbox"/> 事業補助 <input type="checkbox"/> 運営補助		
直近の見直し状況	見直した時期		
	内 容		
交 付 申 請	受領書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 報告書 ）	
	確認内容	報告書（対象者一覧表を兼ねる）	
実 績 報 告	受領書類	<input type="checkbox"/> 事業報告書 <input type="checkbox"/> 収支決算書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	確認内容	当該補助事業は、前年度の改善度合いを評価するものであるため、申請の時点で、実績報告を受ける。	

(2) 補助金見直しの基本視点に基づく評価

(※具体的な根拠指標には、設問に対する評価根拠となる、成果等を示す数値的な指標を記載すること)

公益性	補助事業が、客観的に見て、より広く市民等に利益をもたらす、または還元されている。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		広く社会に利益をもたらす	利用者の要介護度の改善を評価することで、当該介護事業所の従事者の意欲向上につながり、離職防止等に役立つ。従事者が確保されることで、市民等に対し安定的な介護サービスの提供が可能となる。
公益性	補助事業の目的が、時代や社会情勢に合っている。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		ほとんど合っている	介護人材の不足、離職は全国的な問題となっており、当該事業により当該通所介護等職員の意欲向上を図ることで、介護人事の確保や離職防止を図ることができる。
必要性	補助金を交付する形で、市が関与する妥当性がある。	評価	「ある」→妥当性について記入。 「ない」→妥当性がないにも関わらず補助する理由を記入。
		ある	当該補助事業は、通所介護事業所等が提供したサービスの質を補助金の交付という形で評価するものであり、本市以外に評価できるものがないため、本市が関与することには妥当性がある。
	補助金がない場合、団体等は自主財源で事業を行うことができない。	評価	「できる」→自主財源で事業実施可能にも関わらず補助する理由を記入。 「できない」→補助金がなければ事業を実施できない理由・具体的根拠を記入
		できる	従事者の意欲向上のためには、本補助事業のように客観的に評価する枠組みが必要であると考ええる。
	市民ニーズが高いものである。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		やや高い	高齢化・高齢社会において、介護人材の確保は重要な課題である。本補助事業により、介護従事者の確保、離職防止に繋がることから、市民ニーズが高いものと考ええる。
	市民ニーズに即している。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		やや即している	高齢化・高齢社会において、介護人材の確保は重要な課題である。本補助事業により、介護従事者の確保、離職防止に繋がることから、市民ニーズに即しているものと考ええる。
補助金の意義について、的確に説明できる。	評価	「できる」→誰に対しどのような効果があるか等について記入。 「できない」→説明できない理由について記入。	
	できる	本補助事業により、介護従事者の確保、離職防止に繋がることは、結果として市民の介護サービスの安定的な供給に資する。	
補助期限（終期）を設定している。	評価	「設定済」→設定年度とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。	
	未設定	介護人材不足の課題に対応するため期限を設定することができない。	
補助金申請に係る積算根拠が明確である。	評価	「はい」→積算根拠を何で確認しているかを記入。 「いいえ」→積算根拠が不明確である理由と今後の見通しを記入。	
	はい	介護保険受給者台帳情報において要介護度で確認する。	

施策との整合性	当該補助金は、市の政策目的や施策と整合している。	評価	「している」→どのような点で整合しているのか記入。 「していない」→整合していないにも関わらず補助する理由を記入。
		している	第8期介護保険事業計画（施策4601）で位置づけている。
施策との整合性	補助事業が本市の特性を生かした取り組みである。	評価	「はい」→どのような点で特性を生かしているのか記入。
		いいえ	
公平性	事業を実施できる団体が他にない。（複数存在する場合、当該補助金はその事業者だけに交付される合理的な理由がある。）	評価	「はい」を選んだ理由
		いいえ	
			「いいえ」の場合、補助金はその事業者だけに交付される合理的理由を記入。 利用者の要介護度を改善した事業者に交付する補助金であるため。
	補助対象経費に対して、補助事業者等にも応分の負担を求めるべき事業には、一定の適切な補助率や限度額が設定されている。	評価	「設定済」→補助率とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。
	未設定	介護度の改善を評価する補助事業であるため。	
効率性	補助目的に見合った成果や、施策実現に向けた効果がある。	効果の測定方法・具体的な根拠指標	
		前年度4月1日～翌3月31日に要介護認定による要介護度が軽減された場合に、要介護度が改善に至ったサービスを評価する。	
	評価	評価理由	
	ある程度の効果をあげている	介護従事者の離職等を防止することで、結果として利用者の利益となる。	
	手法として、委託等の手法よりも、補助金を交付することがより合理的である。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
	はい	委託する性質のものではないため。	
国や県、本市において同様の補助事業がない。（※国県要綱に対し、上乘せ・横出しする補助事業は除く）	評価	「ある」の場合、同様な補助事業と両方存続させる理由を記入。	
	ない		
補助対象経費の明確化	補助金対象内外経費が明らかになっているか。	評価	「はい」→何で確認をしているか記入。 「いいえ」→明確にしていけない理由を記入。
		はい	改善があった実績にのみ補助金を交付するため。
	補助対象外経費を補助対象としていない。（対象としている場合は、明確な根拠を持っている。）	評価	「対象としている」の場合、費目及びその根拠規定と対象となる考え方を記入。（※費目とは、飲食費や慶弔費など）
	対象としていない		

※以下の項目は、団体補助金のみ記述。

団体補助金	団体の設置および活動目的が、補助事業からみて整合しているか。また、団体としての活動実態があるか。	評価	評価の理由
		はい	入所者の要介護度が改善された事業所に対して交付している。
	補助事業の内容と成果について、交付団体においても対外的に情報公開を実施しているか。	評価	「はい」→情報公開の手法等について具体的に記入。 「いいえ」→実施できない理由と今後の見通しを記入。
		いいえ	市から補助金対象事業者（実績の有無によらず）に周知しており、また、団体自ら対外的に情報公開をする性質ものではないため。今後も同様の見通し。
	団体内で、補助金の使途や決算などの監査機能が有効に機能していて、透明性等をもって運営されているか。	評価	「はい」→どのような監査手法で実施しているか記入。 「いいえ」→機能していない理由と今後の見通しを記入。
		いいえ	本補助金は利用者の要介護度が改善されたという過去の実績を評価するものであって、交付する補助金の使途を制限する必要がないため。今後も同様の見通し。
補助金交付団体の自立性を促すことなどから、運営補助から事業補助へ移行を図っているか。	評価	「運営補助」の場合、事業補助に移行できない理由と今後の見通しを記入。 ※混合補助で実施している場合は、割合が大きい方を選択してください。	
市職員が補助金交付団体の事務を行っているか。（行っている場合は合理的な理由があるか。）	評価	「行っている」の場合、合理的な理由を記入。	
	行っていない		
繰越金	交付団体の補助事業会計において、補助金額以上の繰越金を計上している。 (※複数団体ある場合は、各団体を一覧化したものを別紙にて提出のこと)	評価	具体的な根拠指標
			直近決算額における補助金額 _____ 円 繰越金額 _____ 円 { うち補助事業会計分 _____ 円 うち団体独自会計分 _____ 円
		繰越金額が生じた具体的な原因について記入。	
	上記設問において、「はい」の場合、補助金の減額ないし、休止などの必要な対策を考えている。	評価	「はい」→具体的な対応策について記入。 「いいえ」→対応できない理由について記入。

(3) 国県要綱・近隣市補助金との比較を通じた評価

同様の制度を導入している市区町村は品川区である。
品川区においては、居住系施設（品川区が設置した協議会に属している施設に限る）を対象としており、要介護度の改善具合によらず、改善者1人につき、ひと月2万円を交付している。

品川区と比較した場合、本市は、通所介護等にも補助枠を設けており、また、改善度合いによって補助額を増額させていることから、本市の補助率は高いものとする。

(4) 補助金の課題

他市（品川区）と比較した場合、本市の補助率は高いものであり、業務の効果は評価しつつも、その費用対効果について精査する必要がある。

(5) 所属長の総合評価

介護従事者の意欲向上のため、要介護度が改善した事業所に対して、補助金として評価することは必要であるとする。しかしながら、他市と比較して本市の補助率は高いものであることから、補助率等の見直しが必要とする。

(6) 補助金の今後の方向性

<input type="checkbox"/> 現行のまま継続
<input checked="" type="checkbox"/> 見直しをしたうえで継続
<input type="checkbox"/> 廃止
<input type="checkbox"/> その他

その他の内容

現行継続の理由	
---------	--

見直しの時期	令和5年度
見直しの内容	補助対象や基準額の引き下げ

廃止の時期	
廃止の理由	